

## 住宅・介護構造部分・住宅災害貸付け

## 貸付申込説明書

提出書類は、申込時に再度、確認してください。

## 【申込方法】

## 1 提出書類

- (1) 貸付申込書(その1、その2) (1/4)
- (2) 借入状況等申告書 (2/4)
- (3) 貸付事業における個人情報に関する同意書 (3/4)
- (4) 貸付借用証書 (4/4)
- (5) 申込日直近の給料等明細書の写し
- (6) 貸付事由ごとに必要な添付書類 (詳細はP7)
- (7) 申立書 (必要な場合のみ。詳細はP6)
- (8) 団信制度適用申込書 (加入する場合のみ) (詳細はP16)

## 2 提出方法

郵送又は交換便 (締切日に間に合うように送付してください。)

## 3 受付スケジュール

回	貸付申込受付期間	貸付決定通知の発送日	貸付日
1	令和8年3月11日(水)～4月10日(金)	5月11日(月)	5月13日(水)
2	4月13日(月)～5月8日(金)	6月4日(木)	6月10日(水)
3	5月11日(月)～6月10日(水)	7月6日(月)	7月10日(金)
4	6月11日(木)～7月10日(金)	8月6日(木)	8月10日(月)
5	7月13日(月)～8月10日(月)	9月4日(金)	9月10日(木)
6	8月12日(水)～9月10日(木)	10月6日(火)	10月13日(火)
7	9月11日(金)～10月9日(金)	11月6日(金)	11月11日(水)
8	10月13日(火)～11月10日(火)	12月4日(金)	12月10日(木)
9	11月11日(水)～12月10日(木)	令和9年1月7日(木)	令和9年1月13日(水)
10	12月11日(金)～令和9年1月8日(金)	2月4日(木)	2月10日(水)
11	1月12日(火)～2月10日(水)	3月4日(木)	3月10日(水)
12	2月12日(金)～3月10日(水)	4月6日(火)	4月12日(月)

## ○申込締切

毎月10日 (土日祝の場合はその前平日)  
必着

## ○貸付決定日及び通知

交換便等により所属所に送付します。

## ○貸付日(貸付金の送金日)

- ・指定金融機関コード、支店コード及び口座番号等の誤りがあると振込不能になります。再送金処理には日数がかかりますのでご注意ください。
- ・貸付金の着金は、指定の受取金融機関により、貸付日(送金日)の翌日以降となる場合があります。

個人情報保護のため、組員本人又は共済事務担当者以外の方からの問合せには応じておりません。

## 公立学校共済組合東京支部 貸付担当

### (教育庁福利厚生部給付貸付課)

〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 14 階南側

TEL (直通)03-5320-6823 (内線)53-665~6

(受付時間)平日 9時から 16時まで

URL : <https://www.kouritu.or.jp/tokyo/guide/shikin/index.html>

Email : kashitsuke<at>section.metro.tokyo.jp (<at>は@に置き換えてください。)



## 目次

1 貸付種別、貸付限度額等	- 3 -
2 利率と利息	- 4 -
3 申込資格	- 4 -
4 貸付けの対象となる物件等の条件	- 5 -
5 貸付けの申込み	- 6 -
6 貸付後の手続（完了報告書）	- 11 -
7 貸付後に制限される行為（規程違反の行為）	- 12 -
8 償還方法（定期償還、繰上償還、即時償還、償還猶予等）	- 12 -
9 借換え（同一種別の新たな貸付け）	- 15 -
10 住宅貸付保険（すべての貸付種別に適用され、強制加入となります。）	- 16 -
11 団信制度（任意加入）	- 16 -
12 住宅借入金等の年末残高証明書	- 17 -
13 Q&A	- 18 -
参考 住宅貸付けのモデルケース	- 20 -
参考 賦金率表	- 21 -

## 1 貸付種別、貸付限度額等

貸付種別	貸付限度額 償還限度回数	貸付限度額の算出方法	貸付事由
住宅	<b>1,800万円</b> 毎月 <b>360</b> 回 ボーナス <b>60</b> 回	申込時の「例月給料」(注1)に、下表に掲げる組合員期間に応じて月数を乗じて得た額。	組合員(特別貸付けの対象者(注2)を除く。以下同じ。)が、自己の用に供するための住宅の新築、増改築、修理(以下「新築、修理等」という。)、敷地の購入、借家の敷金、礼金等に資金を必要とする場合
介護構造部分	<b>300万円</b> 毎月 <b>360</b> 回 ボーナス <b>60</b> 回	住宅貸付け又は住宅災害貸付けの限度額に、介護構造部分に係る貸付け分を加算して申し込むことも、介護構造部分に係る貸付けのみの利用も可能。	組合員が、「要介護者に配慮した構造を有する住宅」を購入、新築、修理等をするために資金を必要とする場合(要介護者の有無を問わない。) <b>【例】</b> ①介護対応構造(段差の解消、手すりの設置)、②介護機器(ホームエレベーター等)
住宅災害	<b>1,900万円</b> 毎月 <b>360</b> 回 ボーナス <b>60</b> 回	住宅貸付けの限度額の2倍に相当する額で、1,900万円を超えるときは、1,900万円が限度。既に借りている住宅貸付けに上乗せして住宅災害貸付けを借りる場合は、住宅災害貸付けとみなしての借換えとなる。	組合員が、自己の用に供している住宅又は住宅の敷地が、水震火災等の災害により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、原則として、り災後1年以内に新築・改築等のために資金を必要とする場合

○新規に申し込む場合の貸付額(申込額)は10万円単位で、添付書類で確認できる契約金額以下です。

○借換えて申し込む場合の貸付額(申込額)、送金額の算出方法はP15を参照。

(注1)給料表額+教職調整額+給料の調整額。その他の諸手当は含まない。

※ 組合員期間には、採用月と申込月を含む。育児休業や病気休職等の期間を含む。

※ 他の共済組合(私学共済を除く。)から引き続いて公立学校共済組合の組合員となった場合、退職手当を受給していない場合のみ、組合員期間を通算することができる。

※ 休職中の「例月給料」は、休職を命じられる直前の給料表級号給により算出する。

※ 東京都公立大学法人の年俸制の教員の場合は、例月給与明細書の(基本給+職務基礎額)/1.25を給料表額とみなす。(公立学校教職員の給料月額と同様に地域手当相当分を除く必要があるため。)

(注2)一般組合員のうち任期の定めのある者(暫定再任用フルタイム勤務職員等)及び短期組合員(臨時的任用教職員(産休・育休代替教職員、期限付任用教員)、会計年度任用職員、定年前再任用短時間勤務職員等の非常勤職員)は、特別貸付けのみ申込可能であり、住宅貸付け等は申し込めない。

(表) 組合員期間による住宅貸付限度額の算出【例月給料 × 月数】

組合員期間	3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
月数	10	15	25	35	45

**【例】住宅貸付けの貸付限度額**

例月給料 385,000円

組合員期間 13年 ⇒ 月数 35

貸付限度額 385,000円 × 月数 35 = 13,475,000円 (⇒10万円未満切捨て)

⇒ **1,340万円** (住宅貸付けの条件は1,800万円)

## 2 利率と利息

(1) 利率（年利）は変動金利で、令和8年3月現在の利率は下表のとおりです。

利率の変動があった場合、既に貸付けを受けて償還中の方も利率変更され償還額が変更になります。

☆ 貸付利率（貸付金保険料一部負担分0.06%含む。）（令和8年3月現在）

貸付種別	利率（年利）
住宅貸付け	1.32%
介護構造部分に係る貸付け	1.06%
住宅災害貸付け	0.99%

(2) 利息の算定は、貸付日の属する月の翌月の初日から起算し、1か月を単位として計算します。

（1か月に満たない場合は、1か月として計算します。）ボーナス償還に係る利息は、貸付日の属する月の翌月から利息を徴することとし、6月ないし12月毎の6か月を単位として算定します。

ただし、6か月に満たない場合は、1か月を単位とします。

## 3 申込資格

(1)及び(2)に該当する方は申込みが可能です。ただし、(3)のいずれかに該当する場合は除きます。

(1) 公立学校共済組合東京支部の組合員で、組合員期間が申込みをする月を含めて引き続いて6か月以上あること。

※都共済など他共済組合からの転入者は、転入前の共済組合での組合員期間が引き継がれます(私学共済を除く。)

(2) 貸付日に在職していること(3月退職予定者の申込みは、第10回令和9年1月8日受付分までです。)

### 【休業中等の場合】

給与が支給されない育児休業中、配偶者同行休業中、病気休職中、大学院修学休業中及び介護休暇中の場合でも、申込みができます。

ただし、病気による休職の場合、貸付金額(借換え(P15)の場合は借換後の貸付金額)の上限は、仮定退職手当(申込時において自己都合により退職したと仮定して計算された場合の退職手当)の範囲内とします。

**【注意事項】： 無給休職・無給休業で給与が支給されない場合は、自宅宛てに納付書を送付しますので、期日までに振込みしてください。期日までに振込みされない場合は、全額即時償還を求めます。**

### 【定年又は勸奨退職等により年度末退職を予定している場合】

退職手当から控除可能な範囲の金額となります。算出方法については各所属所でご確認ください。

(3) 貸付けを申込みできない場合

以下のいずれかに該当する場合は申込みできません。

ア 投資、クレジットカード払い等の費用に充てる場合

イ 金融機関等への返済に充てる場合(「つなぎ融資」を除く。)

ウ 申込書、添付書類等に虚偽がある場合

エ 年間の償還額(他の金融機関を含む。)の合計金額が申込人の例月給料の4.8倍を超えるとき

オ 毎月の償還額の合算額が例月給料の10分の3を超える場合、又は1回当たりのボーナス償還額の合算額が例月給料の10分の6を超える場合

カ 営利目的(他人への貸付等)、違反建築物の購入・新築、差押え中の物件の購入等に該当する場合

キ 他共済組合からの借入れがあり徴収嘱託(当共済組合が代わって給与控除)を受けている場合

他共済組合の借入れを、当共済組合の同一種別の貸付けに借換えをしなければ申込みできません。

借換えに当たっては、貸付けを受けている他共済組合が発行した残高証明書(当共済組合の送金月末時点)に記載された金額(円単位)を貸し付けます。

ク 支部長が償還の確実性がないと認める場合

「償還の確実性がない」と認めるときとは、申込人が以下のいずれかに該当する場合は。

- (ア) 給与の差押えを受けている場合、民事再生や自己破産等の状態となった場合、弁護士等に債務整理を依頼している場合等
- (イ) 貸付保険事故者
- (ウ) 懲戒による停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない場合
- (エ) その他、債務不履行に至るおそれのある事由がある場合
- (オ) その他法令、貸付規程に違反したとき又は貸付けが適当と認められない場合

#### 4 貸付けの対象となる物件等の条件

貸付けの対象となる物件等は、次の条件を満たすことが必要です。

##### ア 住宅貸付け 【貸付限度額 1,800万円】

- ① 自己の居住の用に供するための住宅（賃貸、土地購入を含む。）です。
- ② 現在の勤務地に通常の交通機関（電車・バス等）で通勤可能な地域（片道概ね2時間以内）となります。
- ③ 物件の名義については、以下のいずれかとなります。
  - (ア) 組合員単独名義
  - (イ) 組合員とその他の者の共有名義
    - ・ 2親等以内の親族との共有名義となる物件は、組合員の持分割合によらず貸し付けます。
    - ・ 2親等以内の親族以外の者との共有となる物件に対する貸付金額は、住宅貸付けの申込みにおける必要資金の合計額に組合員の持分割合（登記事項証明書の持分）を乗じた額の範囲内で貸し付けます。
  - (ウ) 組合員の配偶者、子（養子を含む）、父母（養父母を含む）及び配偶者の父母の名義（組合員の持分なし）
    - ・ 新築、購入、借入れにおいて、組合員と名義人が当該物件に同居することを条件として貸付けを行えます。
  - (エ) 組合員の配偶者及び2親等以内の親族名義（組合員の持分無し）
    - ・ 住宅の増築・改築・移築若しくは修理又は敷地の補修の場合は、組合員が当該物件に居住すること（名義人と同居することは要しない。）を条件として貸し付けます。
- ④ 組合員が自己の用に供する住宅以外の部分（店舗・事務所等）がある場合は、契約書（売買、工事請負、賃貸借等。以下同じ）の契約金額を延床面積に対する住居部分の床面積の割合で按分した金額を限度に貸し付けます。
- ⑤ 新築及び10㎡を超える増築の場合は、建築基準法による「建築確認済」の証明が必要になります。
- ⑥ 宅地購入において、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法令において住宅の建築を制限する規定に該当することが明らかなきは、当該宅地購入に対する貸付けは行いません。  
また、宅地購入は、5年以内に購入地に自己の用に供する住宅を建築することが条件となります。  
 申込時には、「建築誓約書」を提出してください。様式は、[東京支部のホームページ](#)からプリントアウトできます。
- ⑦ 親子間売買は、特段の事情がない限り、住宅貸付けの対象外です。
- ⑧ 住宅又は住宅の敷地の借入れの場合は、一時的に必要な資金（敷金・謝礼金等）や一括前納の家賃が対象となります。継続的な経費（毎月払いの家賃や地代等）は対象外です。
- ⑨ 購入時に一時的に必要な仲介手数料、印紙税、登録免許税、司法書士に係る経費等は住宅貸付けの対象となりますが、固定資産税等の継続的な経費や不動産取得税は対象外です。
- ⑩ 貸付日までに支払済の金額については、貸付けの対象となりません。契約書の代金支払日が貸付日以降であるものが、貸付けの対象となります。

#### イ 介護構造部分に係る貸付け 【貸付限度額 300万円】

- ① 住宅貸付けの要件を満たしていることが必要です。
- ② 要介護者に配慮した構造部分が対象となります（介護構造の例はP10を参照）。
- ③ 申込時における要介護者の有無は問いません。
- ④ 住宅貸付け又は住宅災害貸付けと併用して貸付けすることも可能です。

#### ウ 住宅災害貸付け 【貸付限度額 1,900万円】

- ① 住宅貸付けの貸付条件を満たしていることが必要です。
- ② 原則として、災後1年以内に資金を必要とする場合です。

### 5 貸付けの申込み

#### (1) 提出書類

##### ア 貸付申込書（1/4）（その1、その2）

- 組合員の印、所属所の公印、給与取扱者の印を、遺漏なく押印してください。
- 送金先の金融機関は、ゆうちょ銀行を除きます。  
金融機関コード、支店コード及び口座番号等に誤りがある場合、送金不能になります。

##### イ 借入状況等申告書（2/4）

- 当共済組合及び当共済組合以外（金融機関等）への年間の償還額（返済額）の合計が、例月給料（P18 No4）の4.8倍の額を超えている場合は貸付けできません。申込時点で、将来の借入れ予定がある場合も記入してください。
- 組合員が以下のいずれかに該当した場合、当該事実を所属所長へ通知することについての同意も兼ねています。

- ① 貸付申込み時の添付書類等に虚偽の記載があった場合。
- ② 貸付事故（貸倒れ）が発生した場合。
- ③ 貸付規程に違反した場合。借受後に制限される行為（規定違反の行為）P14参照

##### ウ 個人情報に関する同意書（3/4）

##### エ 貸付借用証書（4/4）

##### オ 申込日直近の給料等支給明細書の写し

##### カ 貸付事由に応じた添付書類（P7）

##### キ 申立書（提出の要否は案件によって異なります。以下は例示です。）

【例】「太陽光発電設備の補助金を受領したらその額を一部繰上償還する」

「父親の家のリフォームで貸付けを受け、工事後は自分が居住して住民票を提出する」

##### ク 団信制度適用申込書（団体信用生命保険（だんしん）・債務返済支援保険）【任意加入】（P16）

貸付担当に連絡して早めに入手してください。

金融機関届出印を5枚複写全てに押印してください（誤記の訂正印も同様です）。

ア～エ、キは東京支部のホームページからダウンロードしてください ⇒



申込事由別必要書類（以下(2)の注意事項も併せてご確認ください。）

必要書類 申込事由		住宅				土地付住宅の購入				敷地				その他		
		A	B	C	F	D		E		L	G	H	J	K	M	
		新築	10㎡以上の増改築	10㎡以下の増改築	修理工・リフォーム	借入れ	一戸建		マンション		借地権付一戸建	更地	底地	借入れ	災害による補修	他共済への返済
							新築	中古	新築	中古						
①	売買契約書の写し (※)					●	●	●	●	●	●	●				
②	重要事項説明書の写し					●	●	●	●	●	●	●				
③	工事請負契約書の写し (※)	●	●	●	●									●		
④	建築確認済証の写し	●	●			●		●		●						
⑤	建築確認申請書(1~5面)の写し	●	●			●				●						
⑥	配置図の写し									▲						
⑦	平面図の写し(面積の記載があるもの)	●	●	●	●	●				●						
⑧	土地登記事項証明書の原本	●	●	●		●	●	★	★	●	●	●	●	●		
⑨	建物登記事項証明書の原本 (マンションは専有部分の全部事項証明書)		●	●	●		●		●			●	●	●		
⑩	公図の写し						▲			▲	▲	▲				
⑪	実測図の写し										▲	▲				
⑫	購入部分の間取り図(パソット)の写し						●	●	●							
⑬	地主の工事承諾書(借地等の場合)	●	●	●										●		
⑭	家屋所有者の承諾書(同居しない場合)		●	●	●											
⑮	見積書(内訳)の写し			●	●											
⑯	購入地の写真(三枚程度)										▲					
⑰	住宅の建築誓約書										●		●			
⑱	り災証明書の写し													●		
⑲	賃貸借契約書の写し(借地等の場合)	●	●	●	●			●	●	●		●	●			
⑳	残高証明書の写し														●	

※売買契約書及び工事請負契約書の写しを添付する場合は、以下(2)①・③の注意事項を確認してください。

ア 申込事由別に、●のついている書類を添付してください。夫婦(婚約者を含む。)等がともに組合員で、同一物件の貸付けを一緒に申込み場合は、①~⑳の添付書類は各1部提出してください。

イ ▲は、個人売買の場合のみ必要です(仲介業者が入る場合は不要です)。

ウ ★は、敷地権の付いていないマンションを購入する場合のみ必要です。

(2) 各提出書類に関する注意事項

①・③売買契約書及び工事請負契約書の写し

- 契約書は、条項部分の全部の写しを提出してください。
- 共有者である組合員(配偶者等)も貸付けを受ける場合は、契約者は連名で作成してください。
- 規定の収入印紙の貼付を確認してください。
- 支払年月日欄は「令和〇年〇月〇日」又は「令和〇年〇月末日」等具体的な日付を入れてください。「〇月下旬」、「物件引渡し時」、「物件完成時」等の記載では不十分です。
- 貸付日より前に支払われる代金(前払い金等を含む。)は貸付対象外となります。
- 支払方法が、ローン、クレジットカード等の場合は貸付対象外です。
- 契約書等には相手方の代表者氏名及び代表者の記名・捺印が必要です。  
電子的記録による契約書の場合は、電子的署名の写し(又はそれに相当するもの)も必要です。
- 契約者が会社の代表者以外の代理人となっている場合は、委任状及び印鑑証明書の写し、又は

販売委託契約書（代表者印のあるもの）等の写しが必要となります。売買契約書の条項に「代理権の範囲」について明記されている場合は、委任状等は不要です。

- 捺印があっても代表権のない者の印（例：契約本部長、東京支店長等）の場合は、売買契約及び工事請負の締結権限を有していることを確認できる次の書類が必要です。
  - 所有者が本店で契約者が支店の場合は、本・支店間の売買委任状及び印鑑証明書の写しが必要です。  
委任状がない場合は、支店が売買契約の締結権限を有する書類（定款、内部組織規定等）の写し、又は締結権限を有する証明書が必要となります。
- 購入物件の持主（未登記の新築物件にあたってはその建築主）と売主の名義とが異なっている場合、売主に売り渡したことを証明する売買契約書の写し、委任状の写し、売渡証明書の写し又は販売委託契約書の写し等を提出してください。

## ②重要事項説明書の写し

- 宅地建物取引士の氏名・押印があるか確認してください。
- 権利関係等の記載箇所までコピーして提出してください。（管理規約等は不要です。）
- 重要事項説明書中の「法令に基づく制限の概要」に制限事項がある場合は、許可書等の写しが必要となります。  
例）宅地造成等規制法の地域を購入する場合は「検査済書」の写し  
文化財保護法の場合は「報告書」等の写し
- マンションの場合は管理部門の写しは不要です。

## ④・⑤建築確認済証・建築確認申請書（1面～5面）の写し

- マンションの場合は建築確認済証のみを提出してください。
- 戸建住宅等（マンション除く。）で確認申請後、設計変更等をして「建築確認変更届」が行われたときは、その写しを提出してください。

## ⑦平面図の写し

- 建築確認申請書（建築物）に添付した設計図（間取り及び建築面積等の記載のあるもの）
- 中古物件の場合は、業者作成のチラシでも可能です。
- 増改築、修理、リフォームの場合は、工事箇所を赤で囲んでください。
- マンションの購入の場合は、パンフレット等の間取図でも可能です。その場合は、部屋のタイプや面積等の記載があることを確認してください。

## ⑧・⑨土地・建物登記事項証明書

- 申込日の3か月以内に発行されたもの（写しは不可。購入の場合は売主名義のもの。）。
- 登記事項証明書は、全部事項証明書または現在事項証明書を提出してください。
- 未登記部分がある場合は、区市町村で発行する「固定資産課税台帳登録証明書」を添付してください。
- 私道部分があるときは、私道部分の登記事項証明書を添付してください。
- 借地の場合、土地所有者の承諾書（土地所有者が同居親族の場合は不要。）を添付してください。
- 敷地の購入又は借入れで地目が農地（田・畑）となっている場合は、農業委員会の農地転用届の受理証明書の写し又は農地転用許可書の写しを添付してください。
- 仮換地、保留地等を購入する場合は、登記事項証明書に代えて、購入物件の地番、面積、所有者移転登記の時期、並びに登記事項証明書を提出できない理由等を記載した、土地区画整理法に基づく施行者が発行した証明書及び重ね図が必要となります。  
既所有地で仮換地（保留地）等に新築する場合は、仮換地（保留地）引渡書の写しが必要となります。

- 庭やガレージ、エクステリア等、住宅の外構部分に修理やリフォームを行う場合は、土地の登記事項証明書を提出してください。
- 住宅の増改築、移築又は修理で、当該物件が組合員名義でない場合は、組合員が居住していることがわかる住民票の写しを申込時に提出してください。申込時には組合員が居住しておらず、完了後に居住する場合は、申立書によりその旨を提出し、完了報告書の提出時に、組合員が居住していることがわかる住民票の写しを提出してください（申立書様式は東京支部ホームページ参照）。

#### ⑫購入部分の間取図の写し

- 中古の場合は、部屋のタイプ、面積等の記載のある販売チラシ等の写しも可能です。

#### ⑬地主の工事承諾書（借地等の場合）

- 登記簿上の土地所有者と建築主が異なる場合、土地所有者の承諾書が必要（土地所有者が同居する配偶者及び2親等以内の親族の場合は不要。）となります。

#### ⑭家屋所有者の承諾書

- 登記簿上の家屋所有者と建築主が異なる場合、家屋所有者の承諾書が必要（家屋所有者が同居する配偶者及び2親等以内の親族の場合は不要。）となります。

#### ⑮見積書の写し

- 代表者名、代表者印を確認してください。
- 工事の詳細が記載され、契約者と同じ事業者であることを確認してください。

#### ⑯購入地の写真

- 建物と道路の位置（接道関係）が分かるものを、3枚程度添付してください。

#### ⑰住宅の建築誓約書

- 土地購入から5年以内に住宅を建築する旨の「建築誓約書」を提出してください。様式は、東京支部ホームページからプリントアウトできます。

#### ⑲賃貸借契約書の写し

- 借地の更新の場合は、更新前と更新後の契約書（更新料を明記）を提出してください。

#### ⑳残高証明書

- 他の共済組合が発行する貸付金残高証明書を添付してください。

### (3) 住宅貸付け以外の貸付けに必要な追加書類

上記の他に、以下の書類を添付してください。また、ア、イ以外の書類が必要な場合もあります。

#### ア 介護構造部分に係る貸付け

- ① 「在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書」
- ② 介護構造部分を表示した住宅の平面図
- ③ 介護構造部分に係る工事費用の見積書の写し

◎介護構造の例

<p>■階段</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連続した手すりの設置</li> <li>・使いやすい手すりの高さ</li> <li>・昇降しやすい勾配</li> <li>・滑りにくい床仕上げ</li> </ul> <p>■洗面所・浴室・トイレ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入り口段差の解消</li> <li>・介助可能な広さの確保</li> <li>・手すりの設置</li> <li>・緊急ブザーの設置</li> <li>・浴槽と洗い場の高低差の少ないもの</li> <li>・滑りにくい床仕上げ</li> </ul> <p>■台所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使いやすいレバーハンドル水道栓</li> </ul> <p>■エレベーター等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーターや天井走行リフトの設置</li> <li>・車椅子スペースの確保</li> </ul>	<p>■居室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住戸内の段差解消</li> <li>・介助可能な主寝室の広さの確保</li> <li>・滑りにくい床仕上げ</li> <li>・開閉しやすい安全な建具</li> <li>・安全な冷暖防器具の設置</li> <li>・使いやすいスイッチ</li> </ul> <p>■共用廊下</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・段差の解消</li> <li>・滑りにくい床仕上げ</li> <li>・歩行や車椅子で移動しやすい幅員</li> <li>・手すりの設置</li> </ul> <p>■玄関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・段差のない出入り口</li> <li>・知覚しやすい上がりかまち</li> <li>・手すりの設置</li> </ul>
---	--

イ 住宅災害貸付け

①「り災証明書」(区市町村、警察署等、所轄官公署発行)の写し又は②給付貸付課短期給付担当に提出した災害見舞金・同附加金請求書の写し

(4) 申込書類の提出方法

交換便又は郵便で、貸付担当宛て提出してください(持参はご遠慮ください)。

発送は、共済事務担当者又は申込人のどちらからでも構いません。

提出された申込書類は返却しませんので、必要に応じて控えを取ってください(貸付借用証書は償還完了後に返却します。)

(5) 申込締切の厳守等

**申込締切(表紙参照) 必着(厳守)** で提出してください。

締切を過ぎた場合は、申込回の翌回以降での取り扱いとなります(支払済の費用など、案件によって貸付対象外となる場合があります。)

(6) 貸付審査及び決定

ア 審査の過程で確認すべき事項がある場合は、貸付担当から、共済事務担当者又は申込人に照会し、書類の訂正、追加等を依頼することがあります。

イ 貸付決定後に、以下の書類を交換便又は郵便で所属所宛に送付します。

- ①貸付決定通知書(所属所長宛て)
- ②貸付決定通知書(本人宛て)
- ③償還表
- ④完了報告書の提出に係る通知(P11)

(7) 貸付けの申込みから貸付決定までの流れ



**6 貸付後の手続(完了報告書)**

貸付金が申込内容どおりに使用されたことを確認するために、後日、「完了報告書」を提出していただきます。**未提出の場合は、即時償還の対象**となる他、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の発行ができませんのでご注意ください。

最終提出期限は、貸付日の属する月の翌月から6か月以内になります。工事遅延等で、完成が遅れる場合は、遅延理由及び完了報告書の提出可能日を申立書に記入し、貸付担当まで提出してください。申立書のフォーマットは東京支部ホームページに掲載しています。

- (1) 建物等は完成し所有権保存登記が完了後、速やかに完了報告書に必要書類を添付して提出してください。
- (2) 宅地購入で貸付けを受けた場合は、申込時に提出した「建築誓約書」の完成予定年月日から1か月以内に、「建築完了報告書」と「建物の登記事項証明書」を提出してください。
- (3) 修理・リフォーム等で貸付けを受けた場合は、代金支払い後速やかに「領収書の写し」を提出してください。

☆ 申込事由別による完了報告書に添付する必要書類

申込事由		新築	増改築 とりこわし新築	10㎡以下の増改築 修理・リフォーム	土地付き一戸建購入	マンション購入	住宅・マンション購入 (借地権付)	更地購入	底地購入	住宅又は敷地の借入	底地借入更新	補修 災害による土地の	他共済へ返済	介護構造部分に係る
		必要書類	建物登記事項証明書の原本	全部	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	専有部分全部					*								
土地登記事項証明書の原本					*		(注)	*	*					
領収書の写し				*						*	*	*	*	*

(注)借地権付の土地の場合は、借地契約書の写しを添付してください。

※ 住宅の増改築、移築又は修理で、当該物件が組合員名義でなく、完了後に組合員が居住する場合は、そのことがわかる住民票の写しも提出してください。

※ 申込内容によっては、上記以外の書類を提出してもらうことがあります(滅失謄本等)。

## 7 貸付後に制限される行為(規程違反の行為)

借受人が、当該貸付金の償還が完了する以前に、その貸付に係る不動産について、次に掲げる事由に該当した場合は、貸付規程違反となりますので、即時償還 (P13) していただきます。

また、貸付規程違反となったことを所属所長に通知します。

- ①不動産の全部又は一部を他に貸し付けること
- ②不動産の全部又は一部を他に譲渡すること
- ③不動産の価格を明らかに減少させるおそれのある行為をすること

## 8 償還方法(定期償還、繰上償還、即時償還、償還猶予等)

### (1) 定期償還の種類

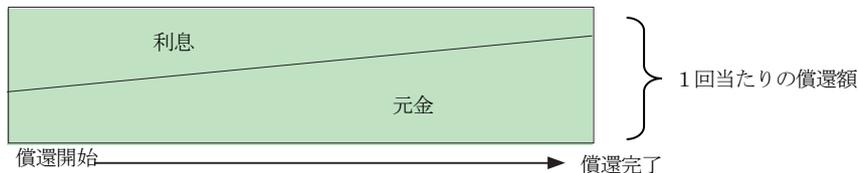
#### ア 定期償還の種類

元利均等払い(※)により、毎月の給与から控除する①毎月償還と、毎月償還に加えて期末勤勉手当からも控除する②ボーナス併用償還があります。貸付申込時に、①か②を選択できます。

	①毎月償還	②ボーナス併用償還
定期償還	貸付月の翌月から毎月、元利均等額を給与から控除。	貸付金額が100万円以上で、借受人が希望する場合に、毎月償還と併用して、毎回元利均等額を6月と12月の期末勤勉手当から控除。 ボーナス償還に充てる額は貸付金額の2分の1以内で50万円単位。
償還回数	各種別の限度の範囲内で、退職までの期間に関係なく、希望する回数	毎月償還の償還回数の6分の1の範囲内で、希望する回数
1回当たりの償還額	他の種別の共済貸付金の償還額を含めて「例月給料」の10分の3以内	他の種別の共済貸付金の償還額を含めて「例月給料」の10分の6以内

#### ※元利均等払い

元金と利息を合算した毎回の償還額を、全期間同じ金額で返済する方法。償還が進むにつれて、償還額に占める元金の金額が増えます。最終回は端数処理のため、償還額が変動します(概ね100円以内)。



#### イ 1回当たりの償還金額の算出

賦金率表(P21)又は公立学校共済組合ホームページに掲載の「貸付シミュレーション」を活用してください。

貸付シミュレーション



#### ウ 償還方法の変更

貸付申込時に選択した償還方法、償還回数、1回当たりの償還金額は、以下の場合を除いて変更できません。

変更できる場合	一部繰上償還した場合(P12)	償還回数(当初の回数の範囲内)、1回当たりの償還金額
	借換えした場合(P15)	償還方法、償還回数、1回当たりの償還金額

### (2) 繰上償還

#### ア 制度の内容

償還期間中に未償還元金の全額又は一部を、当初の支払期日を繰り上げて償還することにより、利息を減らす効果があります。繰上償還を行う際の手数料は不要です。

2か月続けての同一貸付種別の繰上げはできません。

所得税の住宅借入金等特別控除制度への影響については、P17を参照

【繰上金額】

全額繰上償還	未償還元金の全額※
一部繰上償還	①毎月償還 未償還元金10万円以上（1円単位）※
	②ボーナス併用償還 未償還元金20万円以上（1円単位）※ ・毎月償還分のみは不可で、繰上償還額の2分の1以上をボーナス償還分に充てる。 【例】70万円を繰上償還する場合、ボーナス償還分は35万円以上。 ・ボーナス償還分を全額償還する場合は、ボーナス償還分のみ繰上償還が可能。

※納付月の給与及びボーナスから控除した後の未償還元金。「償還表」(P10)を参照。  
ボーナス償還の経過利息（下表）及び償還猶予金の残額がある場合、その額を加算。

繰上金額の納付月	6・12月	7・1月	8・2月	9・3月	10・4月	5・11月
ボーナス償還の経過利息	無	1か月分	2か月分	3か月分	4か月分	5か月分

イ 申込方法

「全額繰上償還申出書」又は「一部繰上償還申出書」を東京支部ホームページから出力し、記入・押印して貸付担当に提出してください。

※所属所長の公印、給与取扱者の印は不要です。

【提出期限】5月から1月までの毎月10日（土日祝の場合はその前平日）

全額繰上  
一部繰上  
償還猶予



ウ 納付方法等

【納付方法】貸付担当が所属所に発送する納付書※で、金融機関の窓口（みずほ銀行はATM利用可能。ネット振込みは不可。）で納付。給与控除や口座引落としはできません。

※申込締切月の翌月1日（土日祝の場合はその翌平日）に発送します。

【納付期限】納付書にて指定する期日（申込締切月の翌月14日前後）

エ 納付完了後

全額繰上償還	以下（5）と同じ
一部繰上償還	納付月の翌月1日（土日祝の場合はその翌平日）に、繰上償還を反映した新たな償還表を所属所に発送します。

オ 繰上償還の申込みから納付後までの流れ



(3) 即時償還

次の事由のいずれかに該当した場合は、貸付金の未償還元利息を即時償還していただきます。該当する事例が発生した場合は、貸付担当まで連絡してください。

ア 組合員の資格を喪失したとき（下表参照）

○退職するとき  
退職手当が支給される場合の償還方法は、以下イを参照。

○他共済組合へ転出するとき  
**【東京都職員共済組合や東京都市町村職員共済組合（市教委事務局等）へ転出】**  
 原則として即時償還となります。  
 ただし、概ね5年以内に公立学校共済組合に戻る予定のある方で本人が希望する場合は、徴収嘱託制度（他共済組合が代わって給与控除）を利用できます。  
**【国家公務員共済組合へ転出する場合】**  
 原則として即時償還となります。  
 ただし、概ね5年以内に公立学校共済組合へ戻る予定のある方で、かつ、当共済組合の団体信用生命保険に加入している方が希望する場合は、納付書により償還を続けることができます。

○当共済組合の他支部へ転出するとき  
**【道府県の公立学校・他県等の公立共済直営病院等へ転出】**  
 退職手当が支給されずに他支部へ転出する場合は、転出先支部で償還を続けることができます。

イ 退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けることができるとき

○退職手当から未償還元利金の全額を控除できる場合  
 退職手当から未償還元利金の全額を控除します。  
 ○退職手当から未償還元利金の全額を控除できない場合  
 以下①又は②による納付等を、借受人が選択して納付します。  
 ①退職手当から控除せず、貸付金未償還元利金の全額を退職前に納付書で納付  
 ②退職手当からの控除後になお残る未償還元利金を、退職手当支給前に納付書で納付

ウ 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき

エ その他、貸付規程に違反した事実が明らかになったとき

(ア) 債務不履行等

(イ) 次のいずれかに該当する場合

- a 不動産の全部又は一部を他に貸し付けること
- b 不動産の全部又は一部を他に譲渡すること
- c 不動産の価格を明らかに減少させる恐れのある行為をすること
- d 工事（購入）期間を経過し、なお相当期間を経ても完了する確実性がないとき
- e 土地を購入し、5年以内に住宅を建築しなかったとき

※なお、貸付規程違反となった場合は、その旨を所属所長に通知します。

#### (4) 償還猶予

ア 制度の内容

下表の事由に該当する場合は、借受人の申出により償還を猶予することができます。

事由	猶予期間
①育児休業の承認を受けたとき	育児休業の承認期間内
②配偶者同行休業の承認を受けたとき	配偶者同行休業の承認期間内
③引き続き1か月以上の介護休暇(時間取得を除く。)の承認を受けたとき	介護休暇の承認期間内
④心身の故障のため休職となり、給料の全部が支給されないとき	無給休職の期間内(傷病手当金又は傷病手当金附加金の支給を受けている期間を除く。)
⑤住宅又は住宅の敷地が水震火災その他非常災害により損害を受けたとき(ただし、猶予対象は住宅、住宅災害及び介護構造部分に係る貸付けに限る。)	申出日の属する月の翌月から12か月の範囲内

イ 申込方法

「償還猶予申出書」を東京支部ホームページから出力し、  
 記入・押印（所属所長の公印も必要）して貸付担当に提出してください。

**【提出期限】** 猶予希望月の前月14日（土日祝の場合はその前平日）

全額線上  
 一部線上  
 償還猶予



ウ 猶予期間満了後の償還方法（倍返し）（下図参照）

償還猶予期間が満了した翌月から、猶予した回数分、「1 か月分の猶予額」を毎月の定期償還額に合算して給与から控除します。

ボーナス併用償還の場合は、償還猶予期間が満了した直後の期末勤勉手当支給月から、猶予した回数分、「1 回分の猶予額」を毎回のボーナス償還額に合算して期末勤勉手当から控除します。

【例】償還猶予期間が7月から12月までの場合

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
						1月 例月分	2月 例月分	3月 例月分	4月 例月分	5月 例月分	6月 例月分 ボーナス※	7月 例月分	8月 例月分
						7月 例月分	8月 例月分	9月 例月分	10月 例月分	11月 例月分	12月 例月分 ボーナス※	※ボーナス併用償還の場合	

エ 償還猶予に当たっての注意事項

償還猶予期間中に 育児休業又は配偶者 同行休業の承認期間 の変更	【休業期間を延長したとき】 償還猶予期間の延長を希望するときは、「償還猶予申出書（延長）」を提出  【休業期間を短縮したとき】 償還猶予期間も短縮する必要があるため、「償還猶予申出書（短縮）」を提出
償還猶予期間中に 出産	【妊娠出産休暇中】 有給により償還猶予できないため、「償還猶予申出書（短縮）」を提出  【出産後に育児休業を取得】 再度、「償還猶予申出書（新規）」による申出が必要
住宅借入金等特別控 除制度への影響	「1 2 住宅借入金等の年末残高証明書」（P17）参照

オ 償還猶予の申込みから納付後までの流れ



(5) 償還の完了

毎月償還及びボーナス償還の両方の償還が完了した場合、その翌月に、所属所へ以下の書類を送付します。

ア 償還完了通知書

所属所宛に、償還が完了した貸付けをお知らせします。

該当する貸付けに関する書類（貸付決定通知書等）は、所属所が廃棄します。

イ 貸付借用証書（「償還完了」の押印済）

所属所から借受人が受領し、適宜処理してください。

9 借換え(同一種別の新たな貸付け)

(1) 制度の内容

既に住宅貸付け等を借り受けている方で修理・リフォーム等の新たな貸付事由により増額を希望する場合は、未償還金額に、必要額を加えた金額（10万円未満切捨て）で申し込むことにより、未償還金額の全額繰上償還をせずに、必要額の貸付けを受けることができます。

この場合、新たな申込額から未償還金額（ボーナス分経過利息も含む。）が差し引かれて（全額繰上償還され）、残りの金額が実際に送金（振込）されます。

ただし、すでに住宅貸付けを借り受けていて、別の住宅を取得するために住宅貸付けを申し込む場合は、P18No13を参照してください。

## (2) 申込方法

貸付申込書1/4(その1)を以下のように記載します。それ以外は、上記5(1)と同じ要領で作成してください。

【貸付区分】 借換

【借換時の未償還元利金】 送金月の月末の未償還元金（償還表参照）

## (3) 申込額の計算方法 【例】6月10日送金で新たに992万円が必要になった場合。

【申込額】

必要額	+	既借受残額 (未償還元利金)	=	合計	→	申込金額
9,920,000円		1,598,317円		11,518,317円		11,500,000円
		(新たに貸付けをする月末の残高)				(10万円未満切捨て)

【送金額】

申込金額	-	既借受残額 (未償還元利金)	=	送金(振込)額
11,500,000円		1,598,317円		9,901,683円

※ 借換えによって、新たに約1150万円を借り受けたことになります。

【償還のイメージ】

	5月	6月=送金月	7月
既存の貸付	6月末で控除完了		
借換後の貸付		6月に送金	7月から控除開始

## 10 住宅貸付保険(すべての貸付種別に適用され、強制加入となります。)

万が一、借受人が貸付金を返済できない場合（債務不履行）に、借受人への債権を保険会社へ譲渡することで、公立学校共済組合の貸付金を確保します。借受人の貸付金の返済が免除されるものではなく、借受人は残金を保険会社へ返済することとなります。

この制度の導入により、担保（抵当権の設定、連帯保証人等）は不要となります。

公立学校共済組合と損害保険会社が「貸付保険」の契約を締結し、その貸付金保険料は公立学校共済組合と借受人が負担します。このうち、借受人の保険料負担率は年率0.06%で、借受人は貸付金の利率にこの率を上乗せした利率により償還することになります。

## 11 団信制度(任意加入)

団信制度には、①団体信用生命保険（だんしん）と②債務返済支援保険があり、教育貸付けを借り受ける際に、任意で加入できます。団体信用生命保険（だんしん）の掛金は、公立学校共済組合が40%以上を負担していますので、借受人にとって大変有利な制度です。

	①団体信用生命保険（だんしん）	②債務返済支援保険（団信特約保険）
制度の概要	借受人が貸付金の償還期間中に死亡又は高度障害等で保険金の支払要件に該当したとき、借受人に代わり保険会社が未償還元利金相当額を当共済組合に支払うものです。 このことにより借受人は、返済を免除されます。	傷害又は疾病（所定の精神障害を含む。）により就業障害状態になり、1か月を超えて休業したとき（給与の支給の有無は問いません。）、貸付金の返済金相当額（平均返済月額）を保険金として、保険会社が加入者に支払うものです（免責期間30日、補償対象期間最長3年間）
加入資格	貸付金額が50万円以上で、健康状態が告知事項に合致する方	①だんしんの適用者で、健康状態が告知事項に合致する方
申込み	○この保険は任意加入です。②債務返済支援保険だけの加入はできません。 ○加入希望者は、健康状態に関する告知事項を確認し、貸付申込時に団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書で申し込んでください。 団体信用生命保険未加入者は、年1回（10月～11月）に①だんしんの中途適用に申し込むことができます。東京支部広報誌かがやき秋号（10月1日発行）でお知らせします。 ○申し込む場合は、借受人から直接貸付担当へ申込書を請求してください。	
脱退	貸付金の償還が完了すると自動脱退となります。 任意に脱退を希望する場合は、貸付担当に連絡してください（保険料充当月の3か月前までに申し込むと保険料充当月の前月末日で脱退となります。）	
保険料の口座引落とし	年1回、貸付月の翌々月の22日に加入者が指定した預金口座から、①だんしんと②債務返済支援保険を合算した1年間分の保険料が引き落とされます。	
保険金請求に関する連絡先	給付貸付課貸付担当電話 03-5320-6823	債務返済支援保険保険金相談センターフリーダイヤル 0120-614-191 受付時間 月～金（祝日を除く） 午前10時から午後4時まで
団信制度全般に関する問合せ先	○給付貸付課貸付担当 電話 03-5320-6823 ○公立学校共済組合 団信担当 フリーダイヤル 0120-080-456 受付時間 月～金（祝日を除く）午前10時から午後4時まで	

（注）詳細は、「団信制度適用申込の手引」をご覧ください。

「団信制度適用申込の手引」と「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」は、貸付担当まで請求してください。

## 12 住宅借入金等の年末残高証明書

所得税の住宅借入金等特別控除制度の対象となる方が、その適用を受けるために必要な証明書です。貸付けを受けた時期に応じて、下表のとおり年末残高等証明書を発行します。

残高証明書	発行時期	発行対象者※	送付方法
年末調整用	例年10月下旬	貸付け2年目以降の貸付金借受人	所属所長宛て
確定申告用	例年1月初旬	前年1月～12月の貸付金借受人	所属所の本人宛て

※完了報告書(P11)を提出した方が発行の対象となります。

同制度の控除の適用の可否については、借受人本人が住所地を所管する税務署に照会してください。

### 【留意点】

- ①一部繰上償還をすることにより、償還期間（貸付当初償還月から繰上後の最終償還月までの期間）が、10年未満（120回未満）になるとき、発行対象外となります。
- ②住宅借入金等特別控除の対象者が、10月締切（11月納付）及び11月締切（12月納付）の繰上償還を申請すると、年末残高が減少するため、控除額が減少します。
- ③償還猶予期間は償還期間に含まれません。償還期間から償還猶予期間を除いた期間が10年未満となる場合は、控除の適用を受けることができなくなります。
- ④令和4年度税制改正に伴い、交付に係る事務手続の見直しが予定されていますが、経過措置期間の当面の間は借受人からの適用申請書の提出によらず、従前どおり、発行対象者に対し年末残高等証明書を発行します。

### 13 Q&A

番号	質問	回答
1	他の銀行等と比べて、公立共済の貸付けのメリットは何か。	【一般、教育、結婚、住宅(リフォーム、修理)】 利率の低さ(申込人ご自身が他行と比較を。) 【住宅(新築・中古の購入)】 担保不要(⇒抵当権設定費用ゼロ)、団信加入が任意 【貸付全般】 給与控除(⇒返済が楽)、借換・繰上の手数料が全て無料
2	提出書類ごとの、おおまかな期限を知りたい。	【貸付申込書】 毎月10日(表紙参照) 【繰上償還申出書】毎月10日(2～4月除く) 【償還猶予申出書】毎月14日(土日祝の場合はその前平日)
3	契約代金が859万円ですが、860万の貸付申込みはできますか。	できません。必要な費用の10万円未満の端数切捨てとなるため、貸付額は850万円となります。
4	例月給料とは何ですか。給与明細のどこに記載されていますか。	【公立学校教員】給料表額+教職調整額+給料の調整額 給与明細の左側一番上の「給料」の欄の金額です。 【行政系職員等】給料表額 【東京都公立大学法人の年俸制の教員】 (基本給+職務基礎額)/1.25を例月給料とみなします。
5	クレジットカード払いやローンの返済に対して、貸付けはできますか。	できません。借金の返済に該当するためですが、つなぎ融資(当共済組合の貸付日に間に合わないために金融機関等から一時的に借り入れるローン)は例外です。
6	代金支払後に貸付けを申し込む場合、いつ以降の領収書が対象となりますか。	貸付日より前に支払済の代金は、貸付けできません。
7	申込日現在、育児休業のため住宅貸付けの償還猶予の適用を受けていますが、借換えは可能ですか。	償還猶予の適用を受けている場合も、借換えは可能です。
8	退職まで3年しかありません。償還回数は何回まで設定できますか。	償還回数は、残在籍年数に関係なく、償還限度回数まで設定可能です。
9	退職手当の支給後に再任用職員になれば、定期償還を継続できますか。	できません。引き続き再任用職員となる予定でも、退職手当が支給される場合は退職手当から未償還元利金の全額を控除します。再任用職員は特別貸付けのみ利用できます。
10	購入予定の住宅の名義人を父親とする予定なのですが、住宅貸付けを申し込むことができますか。	住宅の名義人が、組合員の配偶者、子、父母及び配偶者の父母であって、組合員と名義人が同居する場合は、申し込むことができます。
11	居住する住宅の敷地内に車庫を建てたいのですが、住宅貸付けを申し込むことができますか。	車庫や倉庫、塀などを建てる場合等も、組合員が居住する住宅の敷地内に建てる場合は、住宅の一部とみなしますので、住宅貸付けを申し込むことができます。
12	店舗を含めた住宅を建てたいのですが、住宅貸付けを申し込むことができますか。	組合員が自己の用に供する住宅に、住居以外の用に供する部分(店舗等)がある場合は、当該住宅の取得に要した費用を延床面積に対する住居部分の床面積の割合で按分した金額を限度に、貸付けを申し込むことができます。
13	自宅の買い替えを検討しています。住宅貸付けの借換えをする予定ですが、古い家を処分する必要がありますか。	古い家の処分は借換えの要件ではありません。ただし、売却・賃貸等を行う場合は、古い家の分の未償還元利金は全額即時償還となります。
14	退職後の生活に備えて将来住居として用いる予定の住宅を新築したいのですが、住宅貸付けを申し込むことができますか。	退職後の生活に備えて、将来(概ね5年以内程度)住居として用いるための土地又は住宅を新築等する場合は、住宅貸付けを申し込むことができます。
15	住宅貸付けの償還中ですが、島しょの学校へ単身赴任します。自宅には家族が住みますが、手続は必要ですか。	家族が引き続き住む場合、手続は不要です。ただし、自宅を他人に譲渡したり賃貸した場合、貸付金は全額即時償還となるので、事前に貸付担当までご連絡ください。

番号	質問	回答
16	リフォームする予定ですが、購入時に公立共済から借入れた残額があります。新規の借入れは可能ですか。	貸付限度額の範囲内で借換えが可能です。 「未償還元金+リフォームに必要な額」(10万円未満切捨て。貸付限度額の範囲内)が新たな貸付額となり、その金額から未償還元金等を引いた額を、指定した口座に振り込みます。
17	住宅貸付けの貸付決定後、契約内容を変更することはできますか。	申込要件に合致していれば、契約内容の変更は可能です。 ただし、契約内容を変更する場合は、事前に貸付担当に必ずご連絡ください。契約金額の変更内容によっては、改めて書類の提出をお願いする場合があります。
18	土地付住宅を購入する場合に、既存住宅の取壊し費用と新築費用をまとめて借りることができますか。	取壊しに係る申込添付書類の他、土地付住宅の購入及び住宅建築に係る契約書が既に締結されており、「土地の購入」及び「住宅の新築」に係る添付書類が全て揃う場合は、まとめて借りることが可能です。
19	離婚する予定です。夫婦の共有名義になっている居宅を引き取りますが、配偶者分の権利分を買い取る場合、住宅貸付けを受けることができますか。	1 離婚する事実が証明できる公的な書類 2 不動産売買契約書 3 売買価格が適正価格(公示地価等)であることがわかる書類 以上の全ての書類を添付した上で申込みしてください。
20	自宅の購入に必要な税金等諸経費について住宅貸付けを受けることができますか。	住宅貸付けは、税金等諸経費のみに充てることはできません。 住宅取得資金と併せて申込みをした場合、印紙税、登録免許税、司法書士に支払う費用等、住宅取得時に一括で支払う費用は貸付対象となります。
21	団信の加入について検討しています。借入時に申込みしなかった場合、途中からでも加入できますか。	当共済組合が保険料の40%以上を負担していますので、万一の保証として加入をお勧めします。年に1回(10~11月)、加入条件に合致すれば中途加入の手続きが可能です。
22	被災後1年を超えた場合でも、住宅災害貸付けを受けることはできますか。	原則は1年以内に申込みですが、組合員の責によらない場合は、1年を超えてからの貸付けが可能です。 貸付担当に連絡をしてください。
23	風水害等自然災害により住宅が被災した場合、住宅災害貸付けの申込みに必要な添付書類は何か。利息等は住宅貸付けと同じ利率が適用されますか。	以下1又は2の書類を添付してください。 1 官公署発行のり災証明書(半壊以上)の写し 2 住宅もしくは住宅の敷地が1/5以上の損害を受けていることが分かる書類 住宅災害貸付けの利率は、住宅貸付けより低いです(P4)
24	在外教育施設への派遣や、配偶者同行休業を取得して海外へ行く際に、臨時に資金が必要となる場合はどのような貸付けを利用できますか。	【例】①賃貸住宅の費用(1年間分) ⇒ 住宅貸付け(全納一括払い)、一般貸付け ②車やパソコン等の購入、飛行機代 ⇒ 一般貸付け ③子供を海外の学校へ入学させる場合 ⇒ 教育貸付け(授業料等が有償) 契約書がない場合は「赴任の手引き」に記載の必要額を上限に貸し付けます。
25	貸付けを受けた後、すぐに海外へ行ってしまふ場合の償還方法を知りたい。	在外教育施設派遣の場合は、給与から控除します。 配偶者同行休業の場合は、償還猶予制度(P14)を利用できます。利用しない場合は、納付書を国内連絡先に送付します。国内の金融機関の窓口で振込みをしてください。
26	一部繰上償還の金額はいくら以上か。	○毎月償還 10万円以上(1円単位)。 ○ボーナス併用償還 20万円以上(1円単位) ・毎月償還分のみは不可。 ・繰上償還額の2分の1以上をボーナス償還分に充てる。 ・ボーナス償還分を全額償還する場合は、ボーナス償還分みの繰上償還が可能。
27	繰上償還を希望していますが、未償還金額がわからない。	貸付決定通知時に、借受人宛てに送付した償還表(返済計画書)で確認してください。 償還表を紛失した場合は、償還表再発行 償還表再発行 願を東京支部ホームページからダウンロードして、貸付担当に提出してください。 

## 参考 住宅貸付けのモデルケース

- (1) 本表は年利 **1.32%** を適用しています。ただし、貸付金保険料0.06%を含んでいます。  
 (2) 利率が変動する場合のことも考慮の上、無理のない返済計画を立ててください。  
 (3) この表はモデルケースです。表にない種別・金額・回数の償還額は、「賦金率表」を見て計算してください。

$$\text{一回当たりの償還額} = \text{貸付金額} \times \text{希望する償還回数} \text{の賦金率 (円未満四捨五入)}$$

### 毎月償還

償還回数	貸付金額															
	200万	300万	350万	400万	450万	500万	550万	600万	650万	700万	750万	800万	850万	900万	950万	1000万
60	34,464	51,696	60,312	68,928	77,543	86,159	94,775	103,391	112,007	120,623	129,239	137,855	146,471	155,087	163,703	172,319
90	23,353	35,029	40,867	46,705	52,543	58,381	64,220	70,058	75,896	81,734	87,572	93,410	99,248	105,087	110,925	116,763
120	17,800	26,700	31,150	35,600	40,050	44,500	48,950	53,400	57,850	62,300	66,750	71,200	75,650	80,100	84,550	89,000
150	16,519	24,779	28,909	33,039	37,168	41,298	45,428	49,558	53,688	57,817	61,947	66,077	70,207	74,337	78,467	82,596
180	12,253	18,380	21,444	24,507	27,570	30,634	33,697	36,760	39,824	42,887	45,951	49,014	52,077	55,141	58,204	61,267
240	9,486	14,229	16,601	18,972	21,344	23,716	26,087	28,459	30,830	33,202	35,573	37,945	40,316	42,688	45,060	47,431
270	9,847	14,770	17,232	19,693	22,155	24,617	27,079	29,540	32,002	34,464	36,925	39,387	41,849	44,310	46,772	49,234
300	7,831	11,746	13,704	15,661	17,619	19,577	21,534	23,492	25,450	27,407	29,365	31,323	33,280	35,238	37,196	39,153
360	6,731	10,096	11,779	13,462	15,145	16,827	18,510	20,193	21,876	23,558	25,241	26,924	28,607	30,289	31,972	33,655

償還回数	貸付金額															
	1050万	1100万	1150万	1200万	1250万	1300万	1350万	1400万	1450万	1500万	1550万	1600万	1650万	1700万	1750万	1800万
60	180,935	189,551	198,167	206,783	215,398	224,014	232,630	241,246	249,862	258,478	267,094	275,710	284,326	292,942	301,558	310,174
90	122,601	128,439	134,277	140,115	145,954	151,792	157,630	163,468	169,306	175,144	180,982	186,821	192,659	198,497	204,335	210,173
120	93,450	97,900	102,350	106,800	111,250	115,700	120,150	124,600	129,050	133,500	137,950	142,400	146,850	151,300	155,750	160,200
150	86,726	90,856	94,986	99,116	103,245	107,375	111,505	115,635	119,765	123,895	128,024	132,154	136,284	140,414	144,544	148,673
180	64,331	67,394	70,457	73,521	76,584	79,648	82,711	85,774	88,838	91,901	94,964	98,028	101,091	104,155	107,218	110,281
240	49,803	52,174	54,546	56,917	59,289	61,661	64,032	66,404	68,775	71,147	73,518	75,890	78,261	80,633	83,005	85,376
270	51,695	54,157	56,619	59,080	61,542	64,004	66,466	68,927	71,389	73,851	76,312	78,774	81,236	83,697	86,159	88,621
300	41,111	43,069	45,026	46,984	48,942	50,899	52,857	54,815	56,773	58,730	60,688	62,646	64,603	66,561	68,519	70,476
360	35,338	37,020	38,703	40,386	42,069	43,751	45,434	47,117	48,800	50,482	52,165	53,848	55,531	57,213	58,896	60,579

### ボーナス併用償還

※申込み月でなく、貸付(送金)月で見てください。  
 ※ボーナス償還に充てられる額は、申込金額の2分の1以内で50万円単位です。

貸付月	償還回数	償還額														
		200万	250万	300万	350万	400万	450万	500万	550万	600万	650万	700万	750万	800万	850万	900万
5月11月	30	73,301	91,626	109,951	128,276	146,601	164,926	183,252	201,577	219,902	238,227	256,552	274,877	293,203	311,528	329,853
	40	56,742	70,928	85,113	99,299	113,484	127,670	141,855	156,041	170,227	184,412	198,598	212,783	226,969	241,154	255,340
	60	40,255	50,319	60,383	70,446	80,510	90,574	100,638	110,702	120,765	130,829	140,893	150,957	161,020	171,084	181,148
4月10月	30	73,381	91,727	110,072	128,417	146,762	165,108	183,453	201,798	220,144	238,489	256,834	275,180	293,525	311,870	330,215
	40	56,805	71,006	85,207	99,408	113,609	127,810	142,011	156,212	170,414	184,615	198,816	213,017	227,218	241,419	255,620
	60	40,299	50,374	60,449	70,524	80,599	90,673	100,748	110,823	120,898	130,973	141,048	151,122	161,197	171,272	181,347
3月9月	30	73,462	91,827	110,193	128,558	146,923	165,289	183,654	202,020	220,385	238,751	257,116	275,482	293,847	312,212	330,578
	40	56,867	71,084	85,300	99,517	113,734	127,950	142,167	156,384	170,601	184,817	199,034	213,251	227,468	241,684	255,901
	60	40,344	50,429	60,515	70,601	80,687	90,773	100,859	110,945	121,031	131,117	141,202	151,288	161,374	171,460	181,546
2月8月	30	73,542	91,928	110,313	128,699	147,085	165,470	183,856	202,241	220,627	239,012	257,398	275,784	294,169	312,555	330,940
	40	56,929	71,162	85,394	99,626	113,858	128,091	142,323	156,555	170,788	185,020	199,252	213,485	227,717	241,949	256,182
	60	40,388	50,485	60,582	70,679	80,776	90,873	100,969	111,066	121,163	131,260	141,357	151,454	161,551	171,648	181,745
1月7月	30	73,623	92,029	110,434	128,840	147,246	165,651	184,057	202,463	220,868	239,274	257,680	276,086	294,491	312,897	331,303
	40	56,992	71,239	85,487	99,735	113,983	128,231	142,479	156,727	170,975	185,223	199,471	213,718	227,966	242,214	256,462
	60	40,432	50,540	60,648	70,756	80,864	90,972	101,080	111,188	121,296	131,404	141,512	151,620	161,728	171,836	181,944
12月6月	30	73,703	92,129	110,555	128,981	147,407	165,833	184,258	202,684	221,110	239,536	257,962	276,388	294,813	313,239	331,665
	40	57,054	71,317	85,581	99,844	114,108	128,371	142,635	156,898	171,162	185,425	199,689	213,952	228,216	242,479	256,743
	60	40,476	50,595	60,714	70,833	80,953	91,072	101,191	111,310	121,429	131,548	141,667	151,786	161,905	172,024	182,143

**参考 賦金率表**

**一回当たりの償還額の計算方法**

賦金率表



ア 毎月償還

$$\boxed{\text{申込金額}} \times \boxed{\text{希望する償還回数の賦金率}} = \text{一回当たりの償還額} \quad [1 \text{円未満は四捨五入}]$$

(例) 12,000,000 × (250回) 0.0045773624 = 54,928円 (54,928.34)

**賦金率表〔毎月償還〕**

**年利：1.32% 月利：0.1100%**

回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率
1	1.0011000000	61	0.0169586044	121	0.0088311980	181	0.0060961288	241	0.0047259184	301	0.0039043650
2	0.5008251512	62	0.0166941493	122	0.0087635199	182	0.0060658563	242	0.0047088632	302	0.0038934583
3	0.3340669354	63	0.0164380929	123	0.0086969439	183	0.0060359157	243	0.0046919493	303	0.0038826243
4	0.2506877779	64	0.0161900414	124	0.0086314434	184	0.0060063017	244	0.0046751747	304	0.0038718622
5	0.2006604837	65	0.0159496254	125	0.0085669925	185	0.0059770089	245	0.0046585379	305	0.0038611713
6	0.1673089212	66	0.0157164977	126	0.0085035662	186	0.0059480322	246	0.0046420372	306	0.0038505509
7	0.1434864053	67	0.0154903321	127	0.0084411403	187	0.0059193664	247	0.0046256709	307	0.0038400004
8	0.1256195436	68	0.0152708214	128	0.0083796914	188	0.0058910067	248	0.0046094374	308	0.0038295191
9	0.1117231180	69	0.0150576762	129	0.0083191968	189	0.0058629481	249	0.0045933351	309	0.0038191062
10	0.1006059977	70	0.0148506237	130	0.0082596344	190	0.0058351860	250	0.0045773624	310	0.0038087612
11	0.0915101903	71	0.0146494066	131	0.0082009828	191	0.0058077156	251	0.0045615178	311	0.0037984833
12	0.0839303676	72	0.0144537816	132	0.0081432215	192	0.0057805324	252	0.0045457997	312	0.0037882719
13	0.0775166870	73	0.0142635190	133	0.0080863303	193	0.0057536319	253	0.0045302067	313	0.0037781265
14	0.0720192608	74	0.0140784013	134	0.0080302897	194	0.0057270098	254	0.0045147372	314	0.0037680462
15	0.0672548383	75	0.0138982228	135	0.0079750808	195	0.0057006618	255	0.0044993899	315	0.0037580307
16	0.0630859811	76	0.0137227885	136	0.0079206852	196	0.0056745836	256	0.0044841632	316	0.0037480791
17	0.0594075896	77	0.0135519135	137	0.0078670853	197	0.0056487712	257	0.0044690558	317	0.0037381909
18	0.0561379195	78	0.0133854225	138	0.0078142636	198	0.0056232206	258	0.0044540663	318	0.0037283656
19	0.0532124358	79	0.0132231491	139	0.0077622034	199	0.0055979278	259	0.0044391933	319	0.0037186025
20	0.0505795105	80	0.0130649349	140	0.0077108883	200	0.0055728889	260	0.0044244355	320	0.0037089010
21	0.0481973496	81	0.0129106298	141	0.0076603026	201	0.0055481001	261	0.0044097915	321	0.0036992606
22	0.0460317580	82	0.0127600907	142	0.0076104307	202	0.0055235577	262	0.0043952601	322	0.0036896807
23	0.0440544874	83	0.0126131815	143	0.0075612578	203	0.0054992582	263	0.0043808400	323	0.0036801608
24	0.0422419978	84	0.0124697725	144	0.0075127692	204	0.0054751978	264	0.0043665298	324	0.0036707002
25	0.0405745154	85	0.0123297402	145	0.0074649507	205	0.0054513732	265	0.0043523284	325	0.0036612984
26	0.0390353086	86	0.0121929668	146	0.0074177888	206	0.0054277809	266	0.0043382346	326	0.0036519549
27	0.0376101246	87	0.0120593399	147	0.0073712698	207	0.0054044174	267	0.0043242470	327	0.0036426692
28	0.0362867467	88	0.0119287523	148	0.0073253808	208	0.0053812796	268	0.0043103646	328	0.0036334407
29	0.0350546432	89	0.0118011015	149	0.0072801092	209	0.0053583642	269	0.0042965862	329	0.0036242690
30	0.0339046866	90	0.0116762896	150	0.0072354425	210	0.0053356679	270	0.0042829105	330	0.0036151534
31	0.0328289273	91	0.0115542231	151	0.0071913688	211	0.0053131877	271	0.0042693365	331	0.0036060935
32	0.0318204092	92	0.0114348124	152	0.0071478762	212	0.0052909206	272	0.0042558631	332	0.0035970887
33	0.0308730195	93	0.0113179718	153	0.0071049536	213	0.0052688635	273	0.0042424891	333	0.0035881387
34	0.0299813646	94	0.0112036193	154	0.0070625897	214	0.0052470134	274	0.0042292134	334	0.0035792428
35	0.0291406671	95	0.0110916764	155	0.0070207737	215	0.0052253676	275	0.0042160351	335	0.0035704006
36	0.0283466807	96	0.0109820677	156	0.0069794951	216	0.0052039231	276	0.0042029529	336	0.0035616117
37	0.0275956178	97	0.0108747210	157	0.0069387436	217	0.0051826771	277	0.0041899659	337	0.0035528755
38	0.0268840900	98	0.0107695672	158	0.0068985092	218	0.0051616270	278	0.0041770731	338	0.0035441916
39	0.0262090558	99	0.0106665397	159	0.0068587822	219	0.0051407701	279	0.0041642734	339	0.0035355595
40	0.0255677785	100	0.0105655748	160	0.0068195530	220	0.0051201036	280	0.0041515658	340	0.0035269788
41	0.0249577878	101	0.0104666111	161	0.0067808124	221	0.0051009625	281	0.0041389494	341	0.0035184490
42	0.0243768492	102	0.0103695899	162	0.0067425513	222	0.0050793320	282	0.0041264232	342	0.0035099696
43	0.0238229356	103	0.0102744546	163	0.0067047610	223	0.0050592218	283	0.0041139863	343	0.0035015403
44	0.0232942045	104	0.0101811507	164	0.0066674326	224	0.0050392921	284	0.0041016376	344	0.0034931605
45	0.0227889770	105	0.0100896260	165	0.0066305580	225	0.0050195404	285	0.0040893762	345	0.0034848299
46	0.0223057204	106	0.0099998300	166	0.0065941289	226	0.0049999644	286	0.0040772013	346	0.0034765481
47	0.0218430321	107	0.0099117144	167	0.0065581372	227	0.0049805617	287	0.0040651120	347	0.0034683145
48	0.0213996267	108	0.0098252324	168	0.0065225752	228	0.0049613301	288	0.0040531073	348	0.0034601288
49	0.0209743236	109	0.0097403390	169	0.0064874353	229	0.0049422673	289	0.0040411863	349	0.0034519907
50	0.0205660366	110	0.0096569910	170	0.0064527099	230	0.0049233712	290	0.0040293483	350	0.0034438995
51	0.0201737649	111	0.0095751466	171	0.0064183919	231	0.0049046396	291	0.0040175923	351	0.0034358551
52	0.0197965844	112	0.0094947655	172	0.0063844741	232	0.0048860702	292	0.0040059175	352	0.0034278569
53	0.0194336409	113	0.0094158089	173	0.0063509495	233	0.0048676612	293	0.0039943231	353	0.0034199046
54	0.0190841435	114	0.0093382392	174	0.0063178114	234	0.0048494103	294	0.0039828082	354	0.0034119978
55	0.0187473588	115	0.0092620203	175	0.0062850533	235	0.0048313157	295	0.0039713721	355	0.0034041361
56	0.0184226057	116	0.0091871172	176	0.0062526685	236	0.0048133752	296	0.0039600139	356	0.0033963191
57	0.0181092510	117	0.0091134963	177	0.0062206507	237	0.0047955869	297	0.0039487329	357	0.0033885465
58	0.0178067051	118	0.0090411249	178	0.0061889939	238	0.0047779490	298	0.0039375282	358	0.0033808178
59	0.0175144183	119	0.0089699715	179	0.0061576919	239	0.0047604595	299	0.0039263992	359	0.0033731328
60	0.0172318779	120	0.0089000057	180	0.0061267387	240	0.0047431166	300	0.0039153450	360	0.0033654910

イ ボーナス併用償還

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{毎月償還に} \\ \text{充てる金額} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{希望する償還回数の賦金} \\ \text{(毎月償還の表を使用)} \end{array}} = \text{一回当たりの償還額 (1円未満は四捨五入)}$$

(例) 7,000,000 × (360回) 0.0033654910 = 23,558円 (23558.437)

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{ボーナス償還} \\ \text{に充てる金額} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{希望する償還回数の賦金} \\ \text{(ボーナス償還の表を使用)} \end{array}} = \text{一回当たりの償還額 (1円未満は四捨五入)}$$

(例) 5,000,000 × (60回) 0.0202381292 = 101,191円 (101190.65)  
(12月・6月貸付け)

賦金率表 (ボーナス併用償還)

年利：1.32% 半年利：0.6600%

回数	5月・11月貸付	4月・10月貸付	3月・9月貸付	2月・8月貸付	1月・7月貸付	12月・6月貸付
1	1.0011000000	1.0022000000	1.0033000000	1.0044000000	1.0055000000	1.0066000000
2	0.5021963819	0.5027481910	0.5033000000	0.5038518090	0.5044036181	0.5049554271
3	0.3358975747	0.3362666561	0.3366357374	0.3370048188	0.3373739001	0.3377429815
4	0.2527499702	0.2530276897	0.2533054092	0.2535831287	0.2538608481	0.2541385676
5	0.2028628467	0.2030857507	0.2033086546	0.2035315586	0.2037544625	0.2039773664
6	0.1696059637	0.1697923253	0.1699786868	0.1701650484	0.1703514100	0.1705377715
7	0.1458520752	0.1460123362	0.1461725972	0.1463328582	0.1464931192	0.1466533802
8	0.1280375582	0.1281782448	0.1283189313	0.1284596179	0.1286003044	0.1287409910
9	0.1141826222	0.1143080850	0.1144335479	0.1145590108	0.1146844737	0.1148099365
10	0.1030993927	0.1032126774	0.1033259622	0.1034392469	0.1035525316	0.1036658163
11	0.0940319499	0.0941352714	0.0942385929	0.0943419143	0.0944452358	0.0945485573
12	0.0864763469	0.0865713664	0.0866663858	0.0867614053	0.0868564247	0.0869514442
13	0.0800836976	0.0801716929	0.0802596882	0.0803476834	0.0804356787	0.0805236740
14	0.0746047976	0.0746867727	0.0747687478	0.0748507229	0.0749326980	0.0750146731
15	0.0698568970	0.0699336551	0.0700104133	0.0700871715	0.0701639296	0.0702406878
16	0.0657029333	0.0657751271	0.0658473209	0.0659195147	0.0659917085	0.0660639024
17	0.0620380941	0.0621062610	0.0621744279	0.0622425948	0.0623107617	0.0623789287
18	0.0587808585	0.0588454464	0.0589100343	0.0589746222	0.0590392101	0.0591037980
19	0.0558668681	0.0559282541	0.0559896401	0.0560510262	0.0561124122	0.0561737982
20	0.0532446360	0.0533031407	0.0533616455	0.0534201502	0.0534786550	0.0535371597
21	0.0508724824	0.0509283806	0.0509842788	0.0510401771	0.0510960753	0.0511519736
22	0.0487163056	0.0487698346	0.0488233637	0.0488768927	0.0489304218	0.0489839508
23	0.0467479347	0.0467993009	0.0468506671	0.0469020333	0.0469533996	0.0470047658
24	0.0449438938	0.0449932778	0.0450426617	0.0450920457	0.0451414297	0.0451908136
25	0.0432844634	0.0433320240	0.0433795846	0.0434271452	0.0434747058	0.0435222664
26	0.0417529575	0.0417988353	0.0418447131	0.0418905909	0.0419364687	0.0419823465
27	0.0403351623	0.0403794822	0.0404238021	0.0404681221	0.0405124420	0.0405567619
28	0.0390188943	0.0390617680	0.0391046416	0.0391475152	0.0391903888	0.0392332625
29	0.0377936508	0.0378351782	0.0378767055	0.0379182328	0.0379597602	0.0380012875
30	0.0366503292	0.0366906003	0.0367308714	0.0367711424	0.0368114135	0.0368516845
31	0.0355810016	0.0356200976	0.0356591937	0.0356982898	0.0357373859	0.0357764820
32	0.0345787308	0.0346167256	0.0346547204	0.0346927152	0.0347307101	0.0347687049
33	0.0336374209	0.0336743814	0.0337113419	0.0337483024	0.0337852629	0.0338222234
34	0.0327516928	0.0327876801	0.0328236673	0.0328596546	0.0328956419	0.0329316292
35	0.0319167823	0.0319518522	0.0319869221	0.0320219920	0.0320570619	0.0320921317
36	0.0311284546	0.0311626583	0.0311968620	0.0312310656	0.0312652693	0.0312994730
37	0.0303829326	0.0304163171	0.0304497016	0.0304830861	0.0305164707	0.0305498552
38	0.0296768369	0.0297094456	0.0297420542	0.0297746629	0.0298072715	0.0298398802
39	0.0290071346	0.0290390074	0.0290708802	0.0291027530	0.0291346258	0.0291664986
40	0.0283710962	0.0284022701	0.0284334440	0.0284646179	0.0284957918	0.0285269658
41	0.0277662583	0.0277967676	0.0278272770	0.0278577863	0.0278882956	0.0279188049
42	0.0271903924	0.0272202689	0.0272501455	0.0272800221	0.0273098986	0.0273397752
43	0.0266414770	0.0266707504	0.0267000238	0.0267292972	0.0267585707	0.0267878441
44	0.0261176745	0.0261463724	0.0261750703	0.0262037681	0.0262324660	0.0262611639
45	0.0256173108	0.0256454588	0.0256736069	0.0257017550	0.0257299031	0.0257580512
46	0.0251388571	0.0251664794	0.0251941018	0.0252217241	0.0252493465	0.0252769688
47	0.0246809148	0.0247080340	0.0247351531	0.0247622723	0.0247893915	0.0248165107
48	0.0242422020	0.0242688391	0.0242954762	0.0243221133	0.0243487505	0.0243753876
49	0.0238215412	0.0238477161	0.0238738910	0.0239000659	0.0239262408	0.0239524157
50	0.0234178493	0.0234435806	0.0234693120	0.0234950433	0.0235207746	0.0235465060
51	0.0230301281	0.0230554334	0.0230807387	0.0231060440	0.0231313493	0.0231566546
52	0.0226574560	0.0226823518	0.0227072477	0.0227321435	0.0227570393	0.0227819351
53	0.0222989813	0.0223234832	0.0223479852	0.0223724871	0.0223969890	0.0224214909
54	0.0219539151	0.0219780378	0.0220021606	0.0220262834	0.0220504062	0.0220745289
55	0.0216215259	0.0216452835	0.0216690410	0.0216927985	0.0217165561	0.0217403136
56	0.0213011346	0.0213245401	0.0213479456	0.0213713511	0.0213947566	0.0214181621
57	0.0209921097	0.0210151757	0.0210382416	0.0210613076	0.0210843735	0.0211074395
58	0.0206938632	0.0207166014	0.0207393396	0.0207620779	0.0207848161	0.0208075544
59	0.0204058469	0.0204282687	0.0204506904	0.0204731122	0.0204955340	0.0205179557
60	0.0201275493	0.0201496653	0.0201717813	0.0201938973	0.0202160132	0.0202381292